



札幌市児童相談所・ 札幌市東部児童相談所

住 所

〒060-0007
中央区北7条西26丁目 札幌市児童福祉総合センター内

TEL

011-622-8630

FAX

011-622-8701

E-MAIL

kodomo.jisou@city.sapporo.jp

相談受付時間

月～金 08:45～17:15
祝日、年末年始を除く

アクセス

地下鉄：東西線西28丁目駅1番出口から約700メートル
JRバス：「北6条西26丁目」下車約180メートル

設 備



駐車場あり



エレベーターあり



バリアフリー対応



身障トイレあり



盲導犬同伴可

その他

車椅子等をご利用の場合は、事前にお知らせください。

スタッフ

児童相談所長	2名	児童心理司等	46名
部長	4名	一時保護所指導員	94名
課長	11名		
児童福祉司等	108名		

障がいに関しては主にこんな仕事をしています 業務内容

◎子どもの発達や障がいについての相談をお受けします。

「言葉の遅れなど、発達に心配がある…」
「障がいのある子どもの訓練の場所を教えてください…」

◎児童心理司や医師による専門的な判定をしています。

・療育手帳の認定に必要な判定
・放課後等デイサービスなどの利用に必要な判定

児童相談所では、障がいに関すること以外にもこんな仕事をしています

◎障がいの有無に関わらず、子どもについてのさまざまな相談をお受けします。

「落ち着きがないなど、子どもの生活や行動に困っている…」
「子育てが辛いなど、育児に不安がある…」
「子どもを家庭で育てることがむずかしい…」
※必要に応じて、子どもの一時保護を実施することもできます。

◎虐待を受けていると思われる子どもの通報を受けています。

「幼い子どもが放置されている…」
「子どもが泣き叫ぶ声がいっぱい聞こえる…」

こんなときは

児童相談所まで
連絡してください！

「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）011-622-0010、児童相談所虐待対応ダイヤル（三桁ダイヤル）189もあります（いずれも年中無休24時間受付）」

障がい児施設の入所のための障害児入所給付の申請受付、18歳未満の障がい児の療育手帳の申請および更新のための判定を行っています。なお、来所の際は、あらかじめお電話で予約をお願いしています。

